

生涯学習をめぐる地域情報化の課題：長野県上田市の事例研究

—地域情報化と地方自治体の課題—

The issues on Information Management for Lifelong Study:

The Case of Ueda City

安井 幸次*

Koji Yasui

「生涯学習をめぐる地域情報化の課題」について、長野県上田市を対象に事例研究を行っているが、その前提として地域情報化と地方自治体の関わりを整理することが必要である。「地域情報化と地方自治体の課題」について、地域情報化に伴って顕在化している行政ニーズに自治体はどう対応しているか、また、地域情報化が地域づくりにどのような影響を与えているかを、現在上田市・丸子町・坂城町・及び上田地域広域連合の事例研究を踏まえて考察している。その際の分析枠組みについて以下提示する。

なお、これらの1市2町及び広域連合の近年の動向として、上田市の情報公開制度の拡充（出資法人の情報公開要領の制定、審議会の原則公開と議事録の公表等）など、丸子町の行政評価システム導入の検討、坂城町の庁内情報の一元化構想、上田地域広域連合の情報公開条例の施行（平成13年10月）、などがみられる。

「地域情報化と地方自治体の課題」（分析枠組み）

- (1) 情報公開制度（情報公開・個人情報保護条例）の比較検討と評価
 - ① 条例の趣旨・目的（「知る権利」「説明責任」「住民参加」）など
 - ② 公開請求者の範囲
 - ③ 公開の対象機関（実施機関）

- ④ 対象情報の範囲（審議会等の公開など）
- ⑤ 例外的不公開情報の内容
- ⑥ 公開手続きと手数料
- ⑦ 不服申立て制度
- ⑧ 情報の管理
- ⑨ 出資法人等の情報公開、などの項目での検討と評価

(2) 行政情報の公開と提供の実態分析

- ① 行政施策・計画などの情報提供
- ② 行政運営の情報公開
- ③ 地域振興のための情報提供
- ④ イベント情報
- ⑤ 自治体における調査・研究内容の公表
- ⑥ 行政サービス案内情報、などの提供の実態分析

*行政機関の内部で業務を執行するために必要とされる情報と住民が求める行政に関する情報とは、必ずしも一致せず、住民ニーズに対応した情報の集約や加工、表現の工夫などが求められるが、このような取り組み状況についても検討の視点とする。

(3) 住民との新しい情報交流の場づくり

- ① 計画策定過程での意見の反映
- ② 住民の交流の場づくり
- (4) 災害等緊急時への対応の検討
- (5) 情報化推進計画の策定の状況と内容の検討
—庁内の情報化の実態分析を含む—

*教授

- (6) 個人情報保護制度の確立と再点検
- (7) 情報リテラシー教育の拡充の取り組み
- (8) 情報公開制度の住民による活用状況と地域づくり

【資料】上田市の情報公開制度の拡充の例

- (1) 市の出資法人の情報を公開します
- (2) 審議会等附属機関の在り方等に関する基本指針
- (3) 審議会等の会議結果概要
- (4) 第4回上田駅お城口広場整備計画検討委員会会議概要
- (5) 情報公開制度に係る開示請求の内容
- (6) 個人情報保護制度に係る開示請求の内容
- (7) 出資法人の情報公開制度に係る開示請求の内容

【資料(1)】

市の出資法人の情報を公開します。

上田市が出資する法人の活動の透明性を高め、市民の理解と信頼を深めるため、出資割合が50%を超える次の法人について、情報公開が実施されます。

対象文書は、それぞれの法人が平成13年4月1日以後に作成又は取得した文書です。それ以前の文書については、整理が完了したものから対象となります。情報公開の申出窓口は、それぞれの団体か市役所総務課です。

法人名	事務所の位置	電話番号
上田市土地開発公社	上田市大手1-11-16（上田市役所内）	28-5610
上田市産業開発公社	上田市大手1-11-16（上田市役所内）	28-5610
上田市地域振興事業団	上田市大字上田原1640（上田創造館内）	23-1111

【資料(2)】

審議会等附属機関の在り方等に関する基本指針

この指針は、審議会等附属機関（以下「審議会等」という。）の適正な設置及び運営、委員の選考並びに会議の公開等について必要な事項を定めることにより、審議会等の透明性及び公正性を確保

するとともに、市政に対する市民参加の促進と理解を深め、もって開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

1 審議会等の基本的な在り方

(1) 審議会等の定義

この指針の対象となる審議会等とは、地方自治

法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関及びこれに準ずるものとする。

(2) 審議会等の設置

ア 新たに設置する場合

新たな行政課題に対応して調査審議等を行うため審議会等を新設する場合には、類似又は関連する既存の審議会等の有効活用や一般的な会議の開催等による対応を十分検討するなど、安易に審議会等を設置しないよう留意する。

イ 審議会等の在り方の見直し

既に設置されている附属機関で、次のいずれかに該当するものについては、改選期等に廃止又は統合の見直し等改善措置を実施するものとする。

- ① 既に設置の目的を達成したもの
- ② 社会経済情勢の変化等に伴い設置の必要性が低下したもの
- ③ 活動状況が著しく不活発なもの
- ④ 定例的な報告や情報交換程度の形式的開催が主であるもの
- ⑤ 一般的な会議又は他の行政手段による対応が可能であるもの
- ⑥ 類似又は関連する附属機関の部会等として設置すれば足りるもの
- ⑦ 行政の総合性及び効率性を確保するため統合することが望ましいもの

(3) 審議会等への市民参加

ア 審議会等委員の公募

市民ニーズが多様化、高度化する中で、審議会等における調査・審議の場は、市民がさまざまな市政運営に参加し、意見を反映できる機会として重要な役割を果たすことから、委員の公募を推進すること。

イ 審議会等会議の公開

会議の公正性の確保と透明性の向上を図るとともに、市政に対する市民の知る権利を保障・拡充し、もって開かれた市政のよりいっそうの推進を図るため、審議会等の会議は原則公開とする。

(4) 審議会等委員の選考・構成

ア 委員の選考

委員の選考については、地方分権時代に対応し、より幅広く人材の登用を図る必要があることや、統一した選考基準により審査を行うことで審

議会等の適正な設置・運営が推進されることから、審議会等附属機関委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、審査するものとする。

イ 委員数の制限

委員数は、当該審議会の運営の効率化と実質的な審議を確保するために必要な最小限とする。

ウ 再任の制限

同一審議会等での在任期間は、原則として10年以内とする。

エ 年齢の制限

年齢は、原則として20歳以上75歳以下とする。

オ 女性の登用

女性の積極的登用を図るものとする（平成17年度末までに、女性登用率30%以上を目標）。

カ 公募委員の登用

審議会等の設置目的、審議内容等を十分勘案した上で、原則として最低1人以上の公募委員を登用する。

カ 兼務の制限

同一人が多数の審議会等の委員を兼ねないように、原則として兼職数は当面の間は「5」を上限とし、平成14年4月からは「3」を上限とする。

キ 関係団体への依頼

改選期等に当たっては、当該審議会における関係団体の構成等について検討を行うとともに、推薦の依頼に当たっては団体の代表者に限定せず、適任者が得られるよう配慮する。

ク 市議会議員の参画

市議会議員の審議会等への参画については、市議会からの申入れにより、一部の審議会等を除き市議会議員が辞退している。今後、新設する審議会等へ議員の参画を要請する場合は、あらかじめ総務課へ協議するものとする。

ケ 市職員の取扱い

法令、条例等で特別の定めがあるものを除き、原則として常勤の一般職職員は審議会等の委員としない。

2 審議会等委員の公募要領

(1) 趣旨

1の(3)のアに規定する審議会等委員の公募に関し、必要な事項を定めるものとする。

(2) 公募の方法

公募は、広報うえだ等へ次に掲げる内容の募集記事を掲載して行う。なお、各課の募集記事は、総務課で取りまとめ秘書課へ依頼するものとする。

- ① 審議会名
- ② 審議会の主たる目的及び任期
- ③ 応募資格
- ④ 募集人数
- ⑤ 応募方法及びレポートのテーマ
- ⑥ 選考の方法
- ⑦ 問い合わせ先

(3) 応募資格及び応募方法

応募資格は、市内在住者で、年齢は原則として20歳以上75歳以下とする。なお、公募の方法により審議会等へ参画できるのは、原則として一人一審議会までとする。

応募方法は、所定の応募申込書〔様式1〕に、レポートを添えて担当課へ提出する。

(4) 選考の方法

選考は、1の(4)のAに規定する選考委員会において行う。なお、選考方法は別に定めるものとする。

(5) 応募者への通知

選考の結果については、担当課から各応募者に通知するものとする。

3 審議会等附属機関委員選考委員会要領

(1) 趣旨

1の(4)のAに規定する選考委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(2) 組織

選考委員会の組織は、次のとおりとする。

- ① 委員長 助役
- ② 副委員長 収入役
- ③ 委員 総務部長、財政部長、教育次長、男女共同参画課長、秘書課長、総務課長
- ④ 事務局 総務課行政管理係

(3) 開催日

選考委員会の開催は、原則として毎月5日とする。

(4) 選考委員会の任務

審議会等の委員候補者等について、1の(4)及び2の(4)に規定する観点から審査を行い、決定する。

(5) 委員選考の手順

委員選考の手順は、別に定める附属機関委員選考事務手順書によるものとする。

(6) 選考委員会の開催を必要としない場合

選考委員会の開催を必要としない審議会等の委員の選考等は次のとおりとする。

- ① 選挙等により市議会選出の委員が変更になる場合
- ② 充て職による委員で、人事異動等により変更となる場合（充て職とは、団体の会長や副会長等の肩書きで選出依頼をしている場合をいい、単に団体へ選出依頼をしている場合は充て職に該当しない。）
- ③ その他委員長が認める場合

4 審議会等会議の公開要領

(1) 趣旨

1の(3)のイに規定する審議会等会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(2) 会議公開の基準

会議は原則公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、審議会等の長は事前に委員等に諮り、当該会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

- ① 会議において、上田市情報公開条例（平成11年条例第26号）（以下「情報公開条例」という。）第8条の規定に該当する情報に関し審議する場合
- ② 会議を公開することにより、公正、円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるなど会議の目的が達成されないと認められる場合
なお、審議会等は、会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

(3) 会議開催の周知

ア 周知の時期

会議の日程等は、会議開催日の1週間前までに公表するものとする。ただし、会議の開催が急を要する場合は、この限りではない。

イ 周知の方法

周知の方法は、上田市ホームページへの掲載、本庁舎1階行政資料コーナー及び各支所に「審議会等開催のお知らせ」のファイルを置くこと等により行う。

なお、周知する内容は総務課で取りまとめることとし、担当課は会議開催の2週間前までに審議会等開催のお知らせ〔様式2〕により総務課へ報告するものとする。

ウ 周知する内容

公表の内容は、次に掲げる事項とする。

- ① 会議名
- ② 開催日時及び場所
- ③ 議題
- ④ 会議の公開、非公開等の別
- ⑤ 傍聴者の定員
- ⑥ 問い合わせ先

(4) 会議の公開の方法

- ① 会議の公開は、審議会等の長が傍聴希望者に傍聴を認めることにより行うものとする。
なお、傍聴希望者は、会議開催時間の10分前までに傍聴希望者受付用紙〔様式3〕を提出するなど所定の手続を取るものとする。
- ② 公開の会議における傍聴者の定員はあらかじめ定めておくとともに、当該会場に一定の傍聴席及び記者席を設けるものとする。
- ③ 傍聴希望者が多数の場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- ④ 傍聴者に会議資料を配布するものとする。
ただし、会議資料のうち、4の(2)の規定により非公開とされた資料を除く。
- ⑤ 審議会等の長は、公開に当たり会議が公正

かつ円滑に行われるよう会場の秩序維持に努めるものとし、傍聴者は審議会等の長の指示に従わなければならない。

(5) 会議概要の作成

審議会等は、会議の終了後速やかに会議概要〔様式4〕を作成するものとする。

(6) 会議概要の公表

- ① 審議会等は、4の(2)の規定により非公開とされたものを除き、会議に係る会議概要を公表するものとする。なお、非公開としたものについては、その理由を会議概要に明記することとする。
- ② 公表は、上田市ホームページへの掲載、本庁舎1階行政資料コーナー及び各支所に「審議会等会議の開催結果」のファイルを置くこと等により行う。
- ③ 会議概要は総務課で取りまとめることとし、担当課は会議終了後、会議概要を総務課へ速やかに提出するものとする。

(7) 公開の運用状況の報告

市長は、毎年1回、審議会等の会議の公開状況について、実施状況を取りまとめ、公表することとする。

(8) 特別の定めがある場合の取扱い

審議会等の会議の公開について、法令等に特別の定めのあるときは、その定めるところによるものとする。

附則

この指針は、この指針は、平成13年7月9日から施行する。

【資料(3)】

審議会等の会議結果概要

公開された審議会等の会議結果概要をお知らせします。

(※審議会名をクリックすると会議概要を見ることができます (pdf版))

開催日	審議会名	担当課
平成13年7月10日	上田市消防委員会	消防部総務課
平成13年7月13日	上田市上田駅お城口地区市街地再開発審査会	市街地整備課
平成13年7月16日	国際交流推進委員会	企画課
平成13年7月18日	上田市中小企業融資あっせん委員会	商工課
平成13年7月24日	上田市産院運営審議会	産院
平成13年8月3日	上田市文化財保護審議会	生涯学習課
平成13年7月16日	上田市学校給食センター運営審議会	第一・二学校給食センター
平成13年8月2日	上田市社会教育委員会	生涯学習課
平成13年8月10日	上田市介護保険運営委員会	高齢者介護課
平成13年8月22日	上田市子育て支援審議会	児童保育課
平成13年8月28日	上田市環境基本計画策定懇談会	生活環境課
平成13年8月31日	上田市差別撤廃人権擁護審議会	人権同和対策課
平成13年8月31日	上田市上田駅お城口広場整備計画検討委員会	市街地整備課
平成13年8月31日	上田市環境審議会	生活環境課

【資料(4)】

第4回上田駅お城口広場整備計画検討委員会会議概要

1	審議会名	上田駅お城口広場整備計画検討委員会
2	日時	平成13年8月31日(金) 午後1時30分から
3	会場	市役所南庁舎5階第3、4、5会議室
4	出席者	丸山会長、桜井副会長、熊井委員、林(茂)委員、佐土委員、堀委員、斎藤委員、小林(正)委員、細野委員、北村委員、西沢委員、窪田委員、横山委員、田中委員、金井委員、近藤委員、長田委員、滝澤委員、宮島委員、小林(美)委員、布施委員、一之瀬委員
5	市側出席者	矢島助役、石黒都市建設部長、西川市街地整備課長、峰村主幹、高橋係長、内川係長、柏木主査、林主査、平田主事
6	公開・非公開の別	公開
7	傍聴者	一般傍聴者なし、報道機関2社(新建新聞、信州民報)
8	会議概要作成年月日	平成13年9月3日
協 議 事 項 等		
1	開会	
2	あいさつ(矢島助役)	
3	委員の紹介	
4	上田駅お城口広場整備計画検討委員会設置要綱について(事務局から説明)	
5	会長・副会長の選任	会長に丸山委員、副会長に桜井委員を選任
6	協議事項	
	(1) お城口再開発事業の概要	
	(2) お城口広場整備計画案(一括して事務局から説明)	
	・過去の検討経緯や寄せられた要望・意見をもとにA案B案の2つに集約されており、検討委員会で11月を委員会で11月を目途に方向を出していく	
	質疑・意見	
	・再開発ビルへのテナント誘致を含む、賑わいの創出への配慮が必要	
	・「お城口」の名称どおり上田城を意識した整備計画を	
	・ニューパール通りの一方通行化(B案)、交通処理はさらに検討が必要	
	・維持管理も含めた検討が必要	
	(3) 課題の整備・今後の予定について(事務局から説明)	
	・交通処理については温泉口広場、周辺街路整備を含めて検討していく	
	・9月22日に市民説明会を開催、意見を集約し検討に反映させていく	
	・次回予定は9月下旬から10月中旬	
	(4) その他	
	特になし	

【資料(5)】

情報公開制度に係る開示請求の内容

番号	請求年月日	開示請求のあった公文書	閲覧	写し	担当課	決定内容	備考	閲覧日
1	平成12年4月4日	上田市開発公社が所有する土地の明細	○	○	管理課	部分開示	2号該当	平成12年4月19日
2	平成12年4月11日	開発行為許可申請書類	○	○	管理課	部分開示	2号・3号・4号該当	平成12年4月26日
3	平成12年4月19日	上田市が所有する普通財産及び行政財産の明細	○	○	管財課	開示		平成12年5月12日
4	平成12年4月20日	道路占用許可申請書		○	管理課	開示		平成12年4月24日
5	平成12年5月12日	平成11年度・12年度市勢調査研究費の申請書、報告書等	○	○	議会事務局	開示		平成12年5月31日
6	平成12年5月31日	住民基本台帳の閲覧申請者名簿(平成11年度)	○	○	市民課	部分開示	2号該当	平成12年6月23日
7	平成12年6月23日	塩田中学校における事件・事故の報告書(平成11年10月～平成12年6月)	○	○	学校教育課	部分開示	2号該当	平成12年7月7日
8	平成12年7月13日	上田市立中学校の事故報告書		○	学校教育課	部分開示	2号該当	平成12年7月28日
9	平成12年9月1日	平成11年度市長交際費の内訳・明細	○	○	秘書課	部分開示	2号・4号該当	平成12年9月20日
10	平成12年9月1日	平成11年度議長交際費の内訳・明細	○	○	議会事務局	部分開示	2号・4号該当	平成12年9月20日
11	平成12年9月26日	学校給食の食材納入業者一覧		○	学校教育課	開示		平成12年10月11日
12	平成12年9月26日	保育園給食の食材納入業者一覧		○	児童保育課	開示		平成12年10月11日
13	平成12年9月28日	学校評議員制度実施モデル校の学校評議員会議録(第1回)	○	○	学校教育課	開示		平成12年10月17日
14	平成12年11月15日	平成11年度及び平成12年度の部落解散団体への補助金支出の内訳及び金額	○		人権同和対策課	部分開示	2号該当	平成12年11月30日
15	平成12年12月11日	平成11年度市長交際費の内訳・明細	○	○	秘書課	部分開示	2号・4号該当	平成12年12月11日
16	平成12年12月11日	平成11年度議長交際費の内訳・明細	○	○	議会事務局	部分開示	2号・4号該当	平成12年12月11日
17	平成13年1月9日	学校評議員制度実施モデル校の学校評議員会議録(第2回)	○	○	学校教育課	開示		平成12年1月22日

番号	請求年月日	開示請求のあった公文書	閲覧	写し	担当課	決定内容	備考	閲覧日
18	平成13年1月19日	吉田堰の占用許可申請書及び許可証	○	○	管理課	部分開示	2号・3号該当	平成13年2月2日
19	平成13年2月6日	各種審議会委員名簿	○	○	総務課	開示		平成13年2月15日
20	平成13年2月22日	平成12年度市長交際費の内訳・明細	○	○	秘書課	部分開示	2号該当	平成13年3月1日
21	平成13年2月22日	平成12年度議長交際費の内訳・明細	○	○	議会事務局	部分開示	2号該当	平成13年3月1日
22	平成13年2月28日	教育委員会が校長会で今年度の市内小・中学校の卒業式の式次第に関して例示した文書及び今年度卒業式に関して教育委員会から校長へ出された文書		○	学校教育課	開示		平成13年3月13日
23	平成13年3月1日	城下小学校全面改築に伴う自校給食継続等に関する陳情に関する委員会記録	○	○	議会事務局	開示		平成13年3月8日
24	平成13年4月13日	平成8年度から平成12年度までの中央開放会館、城南開放会館及び塩田開放会館に交付された県の隣保館の運営費の内訳とその用途及び県の報告書の写し並びに三館の同和対策、同和教育関連に助成を受けた事業、内容及びその報告書	○		人権同和对策課	開示		平成13年4月27日
25	平成13年4月23日	平成12年度市長交際費の内訳・明細（2月、3月分）	○	○	秘書課	部分開示	2号該当	平成13年5月11日
26	平成13年4月23日	平成12年度議長交際費の内訳・明細（2月、3月分）	○	○	議会事務局	開示		平成13年5月11日
27	平成13年4月23日	平成12年度教育委員会交際費の内訳・明細	○	○	教育総務課	部分開示	2号該当	平成13年5月11日
28	平成13年4月23日	平成12年度農業委員会交際費の内訳・明細	○	○	農業委員会 農事務局	開示		平成13年5月11日
29	平成13年4月23日	平成12年度監査委員交際費の内訳・明細	○	○	監査委員事務局	開示		平成13年5月11日
30	平成13年4月23日	平成12年度選挙管理委員会交際費の内訳・明細	○	○	選挙管理委員会 事務局	開示		平成13年5月11日
31	平成13年4月23日	平成12年度公平委員会交際費の内訳・明細	○	○	公平委員会 公事務局	開示		平成13年5月11日
32	平成13年4月23日	平成12年度市政調査研究費の申請書、報告書等	○		議会事務局	開示		平成13年3月23日

番号	請求年月日	開示請求のあった公文書	閲覧	写し	担当課	決定内容	備考	閲覧日
33	平成13年4月23日	平成12年度食糧費（秘書課分）	○		秘書課	部分開示	4号該当	平成13年5月11日
34	平成13年4月24日	平成12年度市長交際費の内訳・明細		○	秘書課	部分開示	2号該当	平成13年5月14日
35	平成13年4月24日	平成12年度議長交際費の内訳・明細		○	議会事務局	部分開示	2号該当	平成13年5月14日
36	平成13年4月24日	上田市立中学校の事故報告書（平成12年度）		○	学校教育課	部分開示	2号該当	平成13年5月15日
37	平成13年5月2日	提案競技審査結果の会議録及び審査基準		○	税務課	部分開示	3号該当	平成13年5月14日
38	平成13年5月11日	学校評議員制度実施モデル校の学校評議員会議録（第3回）		○	学校教育課	開示		平成13年5月28日

【資料(6)】

個人情報保護制度に係る開示請求の内容

番号	請求年月日	開示請求のあった公文書	閲覧	写し	担当課	決定内容	備考	閲覧日
1	平成12年4月4日	本人住居の家屋評価調査		○	税務課	開示		平成12年4月19日
2	平成12年4月18日	指導要録		○	学校教育課	開示		平成12年4月25日
3	平成13年3月22日	要介護認定通知書に係る処分の判断の基礎となった訪問調査等		○	高齢者介護課	開示		平成13年3月29日
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								

【資料(7)】

出資法人の情報公開制度に係る開示請求の内容

番号	請求年月日	開示請求のあった公文書	閲覧	写し	担当課	決定内容	備考	閲覧日
1	平成13年4月23日	上田市開発公社が所有する土地の掲載	○	○	土地開発公社	部分開示	2号該当	平成13年5月11日